

2021. 2

(議案第34号～議案第53号)

令和3年度

予 算 書

い わ き 市

# 目 次

議案第 34 号	令和3年度いわき市一般会計予算	3 頁
議案第 35 号	令和3年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	17 頁
議案第 36 号	令和3年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	25 頁
議案第 37 号	令和3年度いわき市介護保険特別会計予算	29 頁
議案第 38 号	令和3年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	33 頁
議案第 39 号	令和3年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	39 頁
議案第 40 号	令和3年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	45 頁
議案第 41 号	令和3年度いわき市競輪事業特別会計予算	49 頁
議案第 42 号	令和3年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	53 頁
議案第 43 号	令和3年度いわき市川部財産区特別会計予算	57 頁
議案第 44 号	令和3年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	61 頁
議案第 45 号	令和3年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	65 頁
議案第 46 号	令和3年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	69 頁
議案第 47 号	令和3年度いわき市田人財産区特別会計予算	73 頁
議案第 48 号	令和3年度いわき市川前財産区特別会計予算	77 頁
議案第 49 号	令和3年度いわき市水道事業会計予算	83 頁
議案第 50 号	令和3年度いわき市病院事業会計予算	87 頁
議案第 51 号	令和3年度いわき市下水道事業会計予算	91 頁
議案第 52 号	令和3年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	95 頁
議案第 53 号	令和3年度いわき市農業集落排水事業会計予算	97 頁



# 一 般 会 計



## 令和3年度いわき市一般会計予算

令和3年度いわき市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,062,689千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市税		48,863,968
	1 市民税	18,096,114
	2 固定資産税	21,267,284
	3 軽自動車税	919,164
	4 市たばこ税	2,810,770
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	62,356
	8 都市計画税	3,281,788
	9 事業所税	2,426,489
2 地方譲与税		1,329,730
	1 地方揮発油譲与税	259,445
	2 自動車重量譲与税	852,529
	3 特別とん譲与税	86,763
	4 森林環境譲与税	130,993
3 利子割交付金		33,393
	1 利子割交付金	33,393
4 配当割交付金		117,805
	1 配当割交付金	117,805
5 株式等譲渡所得割交付金		59,923
	1 株式等譲渡所得割交付金	59,923
6 法人事業税交付金		556,493
	1 法人事業税交付金	556,493



(単位 千円)

款	項	金額
7 地方消費税交付金		7,844,226
	1 地方消費税交付金	7,844,226
8 ゴルフ場利用税交付金		135,474
	1 ゴルフ場利用税交付金	135,474
9 環境性能割交付金		80,268
	1 環境性能割交付金	80,268
10 地方特例交付金		293,030
	1 地方特例交付金	293,030
11 地方交付税		14,545,574
	1 地方交付税	14,545,574
12 交通安全対策特別交付金		56,000
	1 交通安全対策特別交付金	56,000
13 分担金及び負担金		708,710
	1 分担金	7,665
	2 負担金	701,045
14 使用料及び手数料		2,718,054
	1 使用料	2,097,042
	2 手数料	621,012
15 国庫支出金		23,336,029
	1 国庫負担金	17,885,090
	2 国庫補助金	5,385,783
	3 国庫委託金	65,156
16 県支出金		10,296,477

(単位 千円)

款	項	金額
	1 県負担金	5,973,967
	2 県補助金	3,515,946
	3 県委託金	806,564
17 財産収入		282,693
	1 財産運用収入	138,850
	2 財産売払収入	143,843
18 寄附金		828,836
	1 寄附金	828,836
19 繰入金		6,279,604
	1 基金繰入金	6,274,718
	2 財産区繰入金	4,886
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		4,729,670
	1 延滞金、加算金及び過料	60,667
	2 市預金利子	740
	3 貸付金元利収入	2,144,431
	4 受託事業収入	113,920
	5 収益事業収入	300,000
	6 雑入	2,109,912
22 市債		15,966,732
	1 市債	15,966,732
歳 入	合 計	140,062,689

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		696,897
	1 議会費	696,897
2 総務費		14,078,089
	1 総務管理費	11,283,331
	2 徴税費	1,291,451
	3 戸籍住民基本台帳費	1,025,662
	4 選挙費	319,216
	5 統計調査費	52,868
	6 監査委員費	105,561
3 民生費		53,101,283
	1 社会福祉費	26,111,923
	2 児童福祉費	18,836,054
	3 生活保護費	7,807,641
	4 災害救助費	345,665
4 衛生費		14,925,278
	1 保健衛生費	8,389,598
	2 清掃費	5,192,783
	3 上水道費	1,342,897
5 労働費		97,241
	1 労働諸費	97,241
6 農林水産業費		3,150,266
	1 農業費	2,074,730
	2 林業費	832,369

(単位 千円)

款	項	金額
	3 水産業費	243,167
7 商工費		4,038,482
	1 商工費	4,038,482
8 土木費		18,977,146
	1 土木管理費	510,780
	2 道路橋りょう費	3,947,009
	3 河川費	1,812,566
	4 港湾費	49,824
	5 都市計画費	8,886,508
	6 住宅費	3,770,459
9 消防費		4,668,131
	1 消防費	4,668,131
10 教育費		13,644,199
	1 教育総務費	4,845,350
	2 小学校費	1,345,165
	3 中学校費	786,984
	4 幼稚園費	389,370
	5 社会教育費	2,734,451
	6 保健体育費	3,542,879
11 災害復旧費		305,480
	1 厚生労働施設災害復旧費	10
	2 農林水産業施設災害復旧費	40
	3 公共土木施設災害復旧費	20

(単位 千円)

款	項	金額		
	4 文教施設災害復旧費	20		
	5 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	305,390		
12 公債費		11,880,187		
	1 公債費	11,880,187		
13 諸支出金		10		
	1 普通財産取得費	10		
14 予備費		500,000		
	1 予備費	500,000		
歳	出	合	計	140,062,689

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	前田・鬼越線歩道整備事業	292,000	令和3年度	10,000
				令和4年度	282,000
	3 河川費	緊急水災害対策排水施設整備事業(金子沢・渋井川)	1,841,750	令和3年度	967,765
				令和4年度	713,255
				令和5年度	160,730
	6 住宅費	公営住宅解体事業(泉団地)	144,650	令和3年度	72,325
令和4年度				72,325	
10 教育費	1 教育総務費	石住小中学校解体事業	281,270	令和3年度	196,889
				令和4年度	84,381
	5 社会教育費	美術館長寿命化事業	28,590	令和3年度	14,295
				令和4年度	14,295
	6 保健体育費	小名浜市民プール解体事業	237,160	令和3年度	118,580
				令和4年度	118,580
		小名浜学校給食共同調理場空気調和設備改修事業	203,599	令和3年度	101,800
				令和4年度	101,799
11 災害復旧費	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	小川支所庁舎整備事業	568,920	令和3年度	284,460
				令和4年度	284,460

### 第3表 債務負担行為

(新規)

事 項	期 間	限 度 額
1 固定資産宅地評価業務委託	自 令和3年度 至 令和5年度	40,765 千円
2 新型コロナ対策特別資金利子補給補助金 (令和3年度貸付分)	自 令和3年度 至 令和6年度	221,051 千円
3 津波被災地域企業等立地奨励金 (令和3年度交付決定分)	自 令和3年度 至 令和4年度	11,930 千円
4 公共施設等敷地賃借料 (令和3年度設定分)	自 令和3年度 至 令和5年度	1,954 千円

## 第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 55,600	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	1,326,900			
社会福祉施設整備事業	96,900			
一般廃棄物処理事業	155,000			
老人介護保健施設整備事業	50,800			
農業農村整備事業	71,500			
林道整備事業	43,300			
地域活性化事業	225,900			
道路整備事業	489,400			
辺地対策事業	50,400			
地方道路等整備事業	1,152,400			
排水路整備事業	1,478,700			
自然災害防止事業	77,300			
公営住宅建設事業	397,600			
都市計画事業	745,000			
消防施設整備事業	283,800			
防災施設整備事業	122,200			
学校教育施設等整備事業	142,300			
社会教育施設整備事業	8,000			
体育施設整備事業	7,000			
庁舎等施設災害復旧事業	244,900			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道出資債	千円 1,010,700			
臨時財政対策債	7,731,132			
計	15,966,732			

# 特 別 会 計



## 令和3年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度いわき市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,536,551千円、直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



第1表 歳入歳出予算  
事業勘定  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		5,694,190
	1 国民健康保険税	5,694,190
2 使用料及び手数料		2,980
	1 手数料	2,980
3 国庫支出金		15,889
	1 国庫補助金	15,889
4 県支出金		21,428,071
	1 県補助金	21,428,071
5 財産収入		92
	1 財産運用収入	92
6 繰入金		3,308,527
	1 他会計繰入金	2,708,527
	2 基金繰入金	600,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		86,801
	1 延滞金、加算金及び過料	54,203
	2 市預金利子	1
	3 雑入	32,597
歳入合計		30,536,551

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		366,894
	1 総務管理費	201,201
	2 徴税費	108,823
	3 運営協議会費	803
	4 国民健康保険医療費適正化 特別対策事業費	56,067
2 保険給付費		21,334,308
	1 療養諸費	18,760,144
	2 高額療養費	2,483,830
	3 出産育児諸費	67,234
	4 葬祭諸費	22,900
	5 移送費	200
3 国民健康保険事業費納付金		7,802,156
	1 医療給付費分	5,466,731
	2 後期高齢者支援金等分	1,661,492
	3 介護納付金分	673,933
4 保健事業費		377,696
	1 特定健康診査等事業費	273,811
	2 保健事業費	103,885
5 基金積立金		92
	1 基金積立金	92
6 諸支出金		55,405
	1 償還金及び還付加算金	46,266

(単位 千円)

款	項	金額		
	2 延滞金	1		
	3 繰出金	9,138		
7 予備費		600,000		
	1 予備費	600,000		
歳	出	合	計	30,536,551





直 診 勘 定  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診療収入		20,939
	1 外来収入	20,051
	2 その他の診療収入	888
2 使用料及び手数料		73
	1 手数料	73
3 繰入金		32,379
	1 他会計繰入金	23,241
	2 事業勘定繰入金	9,138
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		75
	1 市預金利子	1
	2 雑入	74
歳 入 合 計		53,467

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		38,183
	1 施設管理費	38,183
2 医業費		14,983
	1 医業費	14,983
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	53,467

## 令和3年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度いわき市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,136,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,182,095
	1 後期高齢者医療保険料	3,182,095
2 使用料及び手数料		742
	1 手数料	742
3 繰入金		936,864
	1 他会計繰入金	936,864
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		16,765
	1 延滞金、加算金及び過料	1,017
	2 償還金及び還付加算金	15,704
	3 市預金利子	1
	4 雑入	43
歳 入	合 計	4,136,467

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		101,004
	1 総務管理費	81,474
	2 徴収費	19,530
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		4,019,759
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	4,019,759
3 諸支出金		15,704
	1 償還金及び還付加算金	15,704
歳 出	合 計	4,136,467

## 令和3年度いわき市介護保険特別会計予算

令和3年度いわき市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,296,115千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		6,759,975
	1 介護保険料	6,759,975
2 使用料及び手数料		952
	1 手数料	952
3 国庫支出金		7,462,281
	1 国庫負担金	5,480,217
	2 国庫補助金	1,982,064
4 支払基金交付金		8,365,046
	1 支払基金交付金	8,365,046
5 県支出金		4,520,802
	1 県負担金	4,277,974
	2 県補助金	242,828
6 財産収入		63
	1 財産運用収入	63
7 繰入金		5,152,925
	1 一般会計繰入金	4,931,601
	2 基金繰入金	221,324
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		34,070
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	34,067
<b>歳 入 合 計</b>		<b>32,296,115</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		504,473
	1 総務管理費	158,411
	2 徴収費	37,533
	3 要介護認定等費	302,024
	4 趣旨普及費	6,505
2 保険給付費		30,068,016
	1 介護サービス等諸費	29,306,481
	2 高額介護サービス等費	731,316
	3 諸費	30,219
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,596,897
	1 包括的支援等事業費	640,399
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	953,342
	3 諸費	3,156
5 基金積立金		63
	1 基金積立金	63
6 諸支出金		26,665
	1 償還金及び還付加算金	26,665
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	32,296,115

## 令和3年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和3年度いわき市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		8,493
	1 一般会計繰入金	8,493
2 繰越金		15,903
	1 繰越金	15,903
3 諸収入		92,309
	1 貸付金元利収入	92,304
	2 市預金利子	1
	3 雑入	4
4 市債		12,492
	1 市債	12,492
歳 入 合 計		129,197

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		129,197
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	129,197
歳 出	合 計	129,197

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	千円 12,492	1 借入先 政府 2 借入方法 普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項及び第6項に定めるところにより償還する。
計	12,492			





## 令和3年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度いわき市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,354,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		175,000
	1 国庫補助金	175,000
2 繰入金		887,343
	1 他会計繰入金	887,343
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		93,713
	1 保留地処分金	93,478
	2 土地区画清算金	9
	3 市預金利子	1
	4 雑入	225
5 市債		198,700
	1 市債	198,700
歳 入 合 計		1,354,758

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理費		713,993
	1 総務管理費	112,510
	2 事業費	601,483
2 公債費		640,665
	1 公債費	640,665
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	1,354,758

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
勿来錦第一土地区画整理事業	千円 198,700	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	198,700			



## 令和3年度いわき市卸売市場事業特別会計予算

令和3年度いわき市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ359,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		185,847
	1 使用料	185,847
2 繰入金		81,864
	1 他会計繰入金	81,864
3 諸収入		91,996
	1 市預金利子	1
	2 雑入	91,995
歳 入	合 計	359,707

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		331,018
	1 卸売市場費	331,018
2 公債費		28,189
	1 公債費	28,189
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	359,707

## 令和3年度いわき市競輪事業特別会計予算

令和3年度いわき市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,861,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業収入		25,060,403
	1 競輪事業収入	25,060,403
2 財産収入		4,137
	1 財産運用収入	4,137
3 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
4 諸収入		1,296,507
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1,296,506
<b>歳 入 合 計</b>		<b>26,861,047</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業費		26,186,595
	1 競輪総務費	742,064
	2 競輪開催費	25,444,531
2 諸支出金		174,452
	1 地方公共団体金融機構納付 金	174,452
3 繰出金		300,000
	1 他会計繰出金	300,000
4 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	26,861,047

## 令和3年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算

令和3年度いわき市の温泉給湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		128,248
	1 使用料	128,245
	2 手数料	3
2 財産収入		824
	1 財産運用収入	824
3 繰入金		407,794
	1 基金繰入金	89,112
	2 一般会計繰入金	108,682
	3 他会計繰入金	210,000
4 諸収入		1,216
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1,215
歳 入	合 計	538,082

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 温泉給湯事業費		533,082
	1 給湯事業費	493,952
	2 浴場事業費	39,130
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	538,082

## 令和3年度いわき市川部財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の川部財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市川部財産区管理者

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		257
	1 財産運用収入	255
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		56
	1 基金繰入金	56
3 繰越金		57
	1 繰越金	57
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	372

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		263
	1 管理会費	263
2 財産費		89
	1 財産管理費	89
3 予備費		20
	1 予備費	20
歳 出	合 計	372

## 令和3年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の常磐湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,051千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市常磐湯本財産区管理者

いわき市長 清水敏男





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,382
	1 財産運用収入	4,379
	2 財産売却収入	2
	3 手数料	1
2 繰入金		217,325
	1 基金繰入金	217,325
3 繰越金		8,342
	1 繰越金	8,342
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	230,051

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		453
	1 管理会費	453
2 財産費		227,598
	1 財産管理費	227,598
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	230,051

## 令和3年度いわき市磐崎財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の磐崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,324千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市磐崎財産区管理者

いわき市長 清水敏男



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		3,094
	1 財産運用収入	1,094
	2 財産売却収入	2,000
2 繰入金		7,667
	1 基金繰入金	7,667
3 繰越金		1,561
	1 繰越金	1,561
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		12,324

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		940
	1 管理会費	940
2 財産費		11,344
	1 財産管理費	11,344
3 予備費		40
	1 予備費	40
歳 出	合 計	12,324

## 令和3年度いわき市澤渡財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の澤渡財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市澤渡財産区管理者

いわき市長 清水敏男





# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,866
	1 財産運用収入	2,864
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		5,202
	1 基金繰入金	5,202
3 繰越金		1,989
	1 繰越金	1,989
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>10,058</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		580
	1 管理会費	580
2 財産費		9,328
	1 財産管理費	9,328
3 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出	合 計	10,058

## 令和3年度いわき市田人財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の田人財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市田人財産区管理者

いわき市長 **清 水 敏 男**



# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県支出金		820
	1 県補助金	820
2 財産収入		239
	1 財産運用収入	237
	2 財産売払収入	2
3 繰入金		2,533
	1 基金繰入金	2,533
4 繰越金		295
	1 繰越金	295
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	3,889

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		666
	1 管理会費	666
2 財産費		3,173
	1 財産管理費	3,173
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出	合 計	3,889

## 令和3年度いわき市川前財産区特別会計予算

令和3年度いわき市の川前財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

いわき市川前財産区管理者

いわき市長 清水敏男





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		848
	1 財産運用収入	846
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		3,363
	1 基金繰入金	3,363
3 繰越金		179
	1 繰越金	179
4 諸収入		6,434
	1 預金利子	1
	2 受託事業収入	6,432
	3 雑入	1
歳 入	合 計	10,824

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		1,109
	1 管理会費	1,109
2 財産費		9,615
	1 財産管理費	3,135
	2 受託事業費	6,480
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	10,824

# 企 業 会 計



## 令和3年度いわき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度いわき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 水道事業

(1) 給水件数	148,357件
(2) 年間総給水量	36,222,741m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	99,240m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 基幹浄水場連絡管整備事業	651,640千円
イ 老朽管更新事業	5,183,296千円

### 2 簡易水道事業

(1) 給水件数	1,706件
(2) 年間総給水量	447,669m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,226m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 老朽管更新事業	106,726千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,869,891千円
第1項 営業収益		9,232,464千円
第2項 営業外収益		637,417千円
第3項 特別利益		10千円
第2款 簡易水道事業収益		236,237千円
第1項 営業収益		105,353千円
第2項 営業外収益		130,884千円

	支	出
第1款 水道事業費用		8,368,242千円
第1項 営業費用		7,809,785千円
第2項 営業外費用		485,784千円
第3項 特別損失		22,673千円
第4項 予備費		50,000千円
第2款 簡易水道事業費用		298,718千円
第1項 営業費用		273,752千円
第2項 営業外費用		14,966千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,276,490千円は過年度分損益勘定留保資金4,334,524千円、当年度分損益勘定留保資金104,933千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額481,760千円及び繰越利益剰余金処分額1,355,273千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		3,353,633千円
第1項 企業債		2,082,400千円
第2項 工事負担金		92,475千円
第3項 水道整備負担金		110千円
第4項 国庫補助金		60,421千円
第5項 他会計負担金		67,313千円
第6項 他会計出資金		1,050,914千円
第2款 簡易水道事業資本的収入		168,338千円
第1項 他会計負担金		820千円
第2項 他会計出資金		167,518千円

	支	出
第1款 水道事業資本的支出		9,509,554千円
第1項 建設改良費		7,216,626千円
第2項 企業債償還金		2,222,928千円
第3項 予備費		70,000千円

第2款 簡易水道事業資本的支出	288,907千円
第1項 建設改良費	180,795千円
第2項 企業債償還金	88,112千円
第3項 予備費	20,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設用地賃借料 (令和3年度設定分)	令和3年度から 令和5年度まで	62千円
老朽管更新事業 (令和3年度設定分)	令和3年度から 令和4年度まで	323,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
基幹浄水場 連絡管 整備事業	千円 162,600	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
老 朽 管 更 新 事 業	1,919,800			
計	2,082,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,325,914千円 |
| (2) 交際費   | 200千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,342,897千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち1,355,273千円は、次のとおり処分するものと定める。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 減債積立金 | 1,355,273千円 |
|-----------|-------------|

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
機器	ガスクロマトグラフ質量分析装置	一式

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男

## 令和3年度いわき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度いわき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 700床
- (2) 年 間 患 者 数
  - ア 入 院 175,930人
  - イ 外 来 216,590人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
  - ア 入 院 482人
  - イ 外 来 895人
- (4) 主要な建設改良事業
  - ア 有形固定資産購入事業 683,222千円
  - イ リース資産購入事業 137,813千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	22,168,248千円
第1項 医業収益	18,071,308千円
第2項 医業外収益	3,938,327千円
第3項 看護専門学校収益	152,214千円
第4項 特別利益	6,399千円
支 出	
第1款 病院事業費用	22,688,349千円
第1項 医業費用	22,266,041千円
第2項 医業外費用	242,488千円
第3項 看護専門学校費用	169,590千円
第4項 特別損失	230千円
第5項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,189,824千円は、過年度分損益勘定留保資金1,189,824千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,796,938千円
第1項 企業債	631,400千円
第2項 出資金	4,327千円
第3項 負担金	1,121,297千円
第4項 他会計補助金	39,480千円
第5項 貸付金返還金	432千円
第6項 寄附金	1千円
第7項 基金繰入金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,986,762千円
第1項 建設改良費	821,035千円
第2項 企業債償還金	2,075,134千円
第3項 貸付金	80,592千円
第4項 その他資本的支出	1千円
第5項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 整備事業	千円 597,800	1 借入先 政府、銀行、その他	3.5% 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀 行、その他の場合には、 その債権者と協定する ところによる。 ただし、企業財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借り換えることができ る。
病院敷地 整理事業	33,600	2 借入方法 証書借入又は証券発行	(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	
計	631,400	3 借入時期 令和3年度 ただし、企業財政の都 合により、起債額の全部 又は一部を翌年度に繰延 べて借り入れることがで きる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用と第2項医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,755,237千円
- (2) 交際費 950千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,136千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,939,493千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械	鋼製小物セット	一式
土地	土地	30筆
器械	インターネット系サーバ更新	一式
器械	手術用顕微鏡	1台
器械	超音波画像診断装置	1台
器械	電動式ハイスピードドリルシステム	1台
器械	病棟ベッド	50台
器械	感染症総合診断支援システム	一式

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男



## 令和3年度いわき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度いわき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	81,146戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,148,301m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	71,639m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	1,723,563千円
イ ポンプ場建設事業	373,960千円
ウ 処 理 場 建 設 事 業	3,028,475千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	8,402,737千円
第1項 営 業 収 益	5,465,806千円
第2項 営 業 外 収 益	2,932,543千円
第3項 特 別 利 益	4,388千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	8,165,298千円
第1項 営 業 費 用	7,358,835千円
第2項 営 業 外 費 用	801,072千円
第3項 特 別 損 失	391千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,130,656千円は、過年度分損益勘定留保資金259,283千円、当年度分損益勘定留保資金2,768,502千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額102,871千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	6,036,740千円
第1項 企 業 債	3,295,900千円
第2項 他 会 計 出 資 金	1,019,856千円
第3項 国 庫 補 助 金	1,667,400千円
第4項 県 補 助 金	15,440千円
第5項 負 担 金 等	38,144千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9,167,396千円
第1項 建 設 改 良 費	5,131,838千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費	7,909千円
第3項 企 業 債 償 還 金	4,026,649千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	芳川ポンプ場自動除塵機設備改築（機械・電気）事業	千円 200,000	3	千円 60,000
				4	140,000
		東部浄化センター合流ポンプ設備新設（機械・電気）事業	500,000	3	150,000
				4	350,000
		東部浄化センター滯水池設備新設（機械・電気）事業	300,000	3	90,000
				4	210,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗トイレ改造資金利子補給補助金（令和3年度貸付分）	令和3年度から 令和7年度まで	借入期間中における融資残高につき約定利率により計算した利子相当額
水洗トイレ改造資金損失補償（令和3年度貸付分）	令和3年度から 令和8年度まで	融資元本の最終償還期限後契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
下水道施設運転管理業務委託（北部浄化センター等）	令和3年度から 令和6年度まで	1,366,520千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 建設事業	千円 2,695,900	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資 本 費 平準化債	600,000	3 借入時期 令和3年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		
計	3,295,900			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費                      458,390千円

令和3年2月18日提出

いわき市長      清 水 敏 男

## 令和3年度いわき市地域汚水処理事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度いわき市地域汚水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	2,747戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	754,454m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	2,067m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 渠 建 設 事 業	2,760千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	5,487千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 地域汚水処理事業収益	162,272千円
第1項 営 業 収 益	100,077千円
第2項 営 業 外 収 益	62,110千円
第3項 特 別 利 益	85千円
支 出	
第1款 地域汚水処理事業費用	151,587千円
第1項 営 業 費 用	144,152千円
第2項 営 業 外 費 用	2,425千円
第3項 特 別 損 失	10千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額13,247千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,204千円、引継金12,043千円で補填するものとする。）。

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	13,247千円
第1項 建 設 改 良 費	8,247千円
第2項 予 備 費	5,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款地域汚水処理事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和3年2月18日提出

いわき市長 清水敏男

## 令和3年度いわき市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度いわき市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,054戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	283,842m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	778m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	33,770千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	6,002千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		257,917千円
第1項 営 業 収 益		45,127千円
第2項 営 業 外 収 益		212,789千円
第3項 特 別 利 益		1千円
	支	出
第1款 農業集落排水事業費用		274,908千円
第1項 営 業 費 用		222,636千円
第2項 営 業 外 費 用		51,222千円
第3項 特 別 損 失		50千円
第4項 予 備 費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額74,100千円は、当年度分損益勘定留保資金74,100千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		134,974千円
第1項 他 会 計 出 資 金		132,974千円
第2項 分 担 金 等		2,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	209,074千円
第1項 建 設 改 良 費	39,772千円
第2項 企 業 債 償 還 金	164,302千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和3年2月18日提出

いわき市長 清 水 敏 男